

第15章 環境規制

1. ミャンマーにおける環境問題

ミャンマーは、日本をはじめ多くの外国企業が進出し、開発が進められており、鉱山開発による土壌汚染、森林伐採、工業化と自動車の増加に伴う都市部での大気汚染、廃棄物の処理等、環境に関する問題は多様化、深刻化している。

ここでは、日本企業がミャンマーにおいて事業を行う際に対応すべき環境保護規制と事業に伴って発生する廃棄物の処理について記す。

2. 環境保護の体制・法体系

環境保護の規制としては、環境保全法（Environmental Conservation Law）が 2012 年 3 月に公布されている。さらに、環境保全法の規則（Environmental Conservation Rule）が 2014 年 6 月に発行され、環境保全に関する政策、取り組み、国際協力、環境管理基金、環境品質基準、廃棄物管理等が規定されている。

2015 年 12 月には環境保全森林省から環境影響評価（Environmental Impact Assessment: EIA）手続きに関する通知が発行されており、環境影響評価手続き、スクリーニング、事業許可における環境配慮、モニタリング、行政処分についての手続き等が示されている。

なお、投資法による投資に関する規制では、ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす事業は MIC 投資許可を得る必要がある。

図表 15-1 自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす事業

(a)	環境影響評価が必要な、または必要となる可能性のある事業
(b)	環境保護法等の法律により環境保護区域、環境保全区域もしくは高度生物多様性地域として指定されている地域、または生態系、文化・自然遺産、文化的記念物もしくは手つかずの自然を保護するために指定または選定された地域での事業
(c)	<p>下記のような土地の使用・占有が見込まれる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 法令に基づく強制収容（事前合意に基づくものを含む）により、少なくとも 100 人以上の住民移転が必要となる、または 100 エーカー以上の収用対象となる場合 (ii) 事業用地が 100 エーカー以上であり、法的な土地所有者の土地権利権や天然資源へのアクセス権に制限を及ぼす場合 (iii) 事業用地が 100 エーカー以上であり、対象事業と相容れない形でその土地を占有・利用する権利を正当に主張する者がいる場合 (iv) 少なくとも 100 人以上の土地占有者に不利な影響を与える場合

（出所）ジェトロ「2017 年ミャンマー法令・通達調査レポート」より作成

3. ヤンゴン市における廃棄物処理

ヤンゴン市では 1990 年ヤンゴン市開発法 (The City of Yangon Development Law, The State Law and Order Restoration Council Law No.11/90)、1993 年「開発委員会法 (Development Committees Law, The State Law and Order Restoration Council Law No. 5/93)」、1996 年の清掃規則 (Cleaning Rules, Order No.3/96)、公共の場所への各種ごみの投棄を禁じ、指定された場所へのごみの排出が義務付けられた。1999 年のヤンゴン市汚染管理・清掃規則 (Pollution Control and Cleansing Rules, Order No.10/99) では、廃棄物の収集・運搬、処理・処分に係る市政府、事業者および市民の責務と制約が規定されている。

ヤンゴン市では、ヤンゴン市開発委員会 (YCDC: Yangon City Development Committee) の汚染管理清掃局が廃棄物処理を担当している。廃棄物の具体的な処理方法は以下の通りである。

図表 15-2 ヤンゴン市における廃棄物処理の手続

1.	商業廃棄物に対する PCCD による定期的な回収及び廃棄	PCCD が定期的に回収し、最終処分場に廃棄する。YCDC 管轄下のホテル等の宿泊施設、病院や診療所等の医療施設が対象で、毎月徴収される回収代は以下の通りである。	
		一般企業	500 チャット~550,000 チャット
		宿泊施設	1,500 チャット~300,000 チャット
		医療施設	4,000 チャット~300,000 チャット
2.	必要に応じて企業・個人による回収及び廃棄の PCCD への依頼	建設廃棄物、工場やプラントの廃棄物、講演や庭園、1.以外の企業は以下の通り車両を手配し、回収及び廃棄を依頼する。	
		小型車両 (Ahar Mang Thit/GBS)	35,000 チャット
		中型車両 (Cheng Long)	70,000 チャット
		大型車両 (10-wheel Dump Truck Power Plush)	105,000 チャット
(価格は、潤滑油代を含み、清掃員によるサービスは含んでいない。)		個人や各世帯の場合は、回収代が 1 回 2,500 チャットかかる。	
3.	排出者による直接搬入	Htein Bin 収集場又は Htawal 収集場に自ら搬入する。以下の通り従量制で YCDC に支払う。	
		1 トン	5,000 チャット
		以降 1 トン毎	追加で 2,000 チャット

(出所) ジェトロ「ミャンマー進出・実務ガイドブック」より作成

なお、工業団地における廃棄物処理は、上記 2.の方法で処理することが多く、その場合は、廃棄物を処理するための容器代と回収代を支払う必要がある。3.による方法も可能である。



ヤンゴン市内に設置された YCDC 管理のごみ箱